

岡山県男女共同参画の促進に関する条例新旧対照表

		新	旧
		(阻害行為の禁止等)	
2	略	第二十二条 何人も、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行つてはならない。	第二十二条 何人も、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行つてはならない。
1	略	二 家庭内等における配偶者その他の親族関係にある者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする關係にある者（過去においてこれらの關係にあつた者を含む。）に対する身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える暴力的な行為	二 家庭内等における配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者（過去においてこれらの関係にあつた者を含む。）に対する身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える暴力的な行為
2	略		